

麻しん及び風しんの予防接種を受けるにあたっての説明（必ずお読みください）

保護者の方へ

1 麻しん・風しんの症状について

○ 麻しん

麻しん（はしか）は、麻しんウイルスの空気感染・飛沫感染・接触感染により、ヒトからヒトへ感染が伝播し、その感染力は非常に強いとされています。免疫を持っていない人が感染するとほぼ100%発症し、一度感染して発症すると一生免疫が持続するといわれています。

ウイルスに感染すると約10日後に、発熱、せき、鼻汁といった風邪のような症状が現れます。症状が出はじめてから3～4日は38℃前後の熱とせきと鼻汁、めやにが続き、一時熱が下がりがけたかと思うと、また39～40℃の高熱となり、首すじや顔などから赤い発しんが出はじめ、その後発しんは全身に広がります。高熱は3～4日で解熱し、次第に発しんも消失しますが、しばらく色素沈着が残ります。

合併症を引き起こすことが30%程度あり、主な合併症には、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎などがあります。脳炎は約1,000人に1～2人の割合で発生がみられ、**死亡する割合も先進国であっても1000人に1人と言われています。**

また、麻しんにかかると数年から十数年経過した後に亜急性硬化性全脳炎（SSPE）という重い脳炎を発症することがあり、2歳未満で麻しんにかかるとSSPEの発症リスクとなります。

○ 風しん

風しんは、風しんウイルスの飛沫感染によって発症します。ウイルスに感染してもすぐには症状が出ず、約14～21日の潜伏期間がみられます。その後、麻しんより淡い色の赤い発しん、発熱、首のうしろのリンパ節が腫れるなどが主な症状として現れます。また、そのほかに、せき、鼻汁、目が赤くなる（眼球結膜の充血）などの症状がみられることもあります。子どもの場合、発しんも熱も3日程度で治ることが多いので「三日ばしか」と呼ばれることがあります。合併症として関節痛、血小板減少性紫斑病、脳炎などが報告されています。血小板減少性紫斑病は風しん患者約3,000人に1人、脳炎は風しん患者約6,000人に1人ほどの割合で合併します。大人になってからかかると子どもの時より重症化する傾向が見られます。

妊婦が妊娠早期に風しんにかかると、先天性風しん症候群と呼ばれる病気により、心臓病、白内障、聴力障害などの障害を持った赤ちゃんが生まれる可能性があります。

2 予防接種の効果と副反応について

予防接種を受けたお子様のうち、95%以上が免疫を獲得することができます。

ただし、副反応がみられることがあり、極めて稀ですが重い副反応がおこることもあります。

① 麻しん風しん混合ワクチンの主な副反応

（麻しんと風しんの予防接種を同時に実施するときに使用、通常、このワクチンを接種します。）

主な副反応は、発熱と発疹です。1期では、観察期間中（0日～28日）に初発した発熱は約16.6%にみられ、そのうち最高体温が38.5℃以上であったものは、約10.6%にみられます。2期では、観察期間中（0日～28日）に初発した発熱は、約6.0%にみられ、そのうち最高体温が38.5℃以上であったものは、約3.4%にみられます。発疹は、1期で約4.3%、2期で約1.0%にみられます。その他に接種した部位の発赤、腫れ、しこりなどの局所反応、じんましん、リンパ節腫脹、関節痛、熱性けいれんなどがみられます。

稀に生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）、急性血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等）、脳炎、けいれん等が報告されています。

② 麻しんワクチンの主な副反応（麻しんの予防接種のみを実施するときに使用）

主な副反応は、接種後5～14日を中心として、発熱、麻しん様の発疹がみられます。ただし、発熱の期間は通常1～2日で、発疹は少数の紅斑や丘疹から自然麻しんに近い場合もあります。その他に接種した部位の発赤、腫れ、熱性けいれん（約300人に1人）、じんましん等が認められることがありますが、いずれもそのほとんどは一過性です。稀に生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状、脳炎脳症（100～150万人接種当たり1人以下）、急性血小板減少性紫斑病（100万人接種当たり1人程度）が知られています。

ワクチン接種後に起こる亜急性硬化性全脳炎（SSPE）は極めて稀であり、自然の麻しんウイルスに感染し、発症した場合の1/10以下程度と報告されています。

③ 風しんワクチンの主な副反応（風しんの予防接種のみを実施するときに使用）

主な副反応は、発しん、じんましん、紅斑、かゆみ、発熱、リンパ節の腫れ、関節痛などが認められています。

稀に生じる重い副反応としては、ショック、アナフィラキシー様（0.1%未満）、また、血小板減少性紫斑病（100万

人接種当たり1人程度)が報告されています。

3 予防接種による健康被害救済制度について

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、岬町立保健センターへご相談ください。

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。
- ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

4 接種にあたっての注意事項

予防接種の実施は、体調の良い日に行うことが原則です。身体の状態に注意して、熱はないか、風邪、下痢、その他の病気にかかっていないか、普段と違ったところはないか等、健康状態をよく確かめてください。

【お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません】

- ①明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）がある場合
 - ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
 - ③受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
 - ④明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
 - ⑤その他、医師が不適當な状態と判断した場合
 - ⑥他の予防接種を受けてから、定められた接種間隔が十分でない場合
- ※令和2年10月1日より異なるワクチンを接種する際の接種間隔に関する規定が変更されました。
注射生ワクチン → 注射生ワクチンの場合は27日間以上あける

5 接種後の注意

- ①急な副反応が起こることがあるため、接種後30分間はお子様の様子を観察してください。
- ②接種当日及び翌日は、激しい運動は避けてください。
- ③接種部位は清潔にしておいてください。
- ④接種当日の入浴は差し支えありませんが、発熱、発疹などの症状がみられましたらひかえてください。

お問い合わせ

岬町立保健センター

TEL 072-492-2424

FAX 072-492-2433